

## 索道技術管理者の要件を定める告示

### 1. 案内情報

- 手続名 : 索道技術管理者に関する要件の認定  
手続根拠 : 索道技術管理者の要件を定める告示、鉄道事業法施行規則第77条  
手続対象者 : 索道事業者  
提出時期 : 索道技術管理者の資格認定を受けようとするとき。  
提出方法 : 索道技術管理者資格認定申請書を作成し、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（技術第一課）へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : 索道技術管理者資格認定申請書  
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（技術第一課）又は国土交通省鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部技術課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部技術第一課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
中部運輸局鉄道部技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
近畿運輸局鉄道部技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
中国運輸局鉄道部技術課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部技術課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部技術課	0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局（当該事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（技術第一課）又は国土交通省鉄道局施設課

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 索道技術管理者の要件を定める告示  
標準処理期間 : 50日  
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)